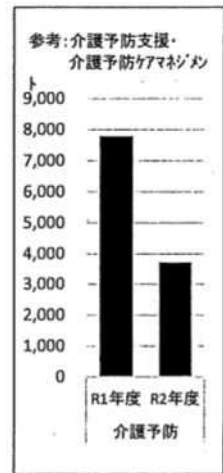
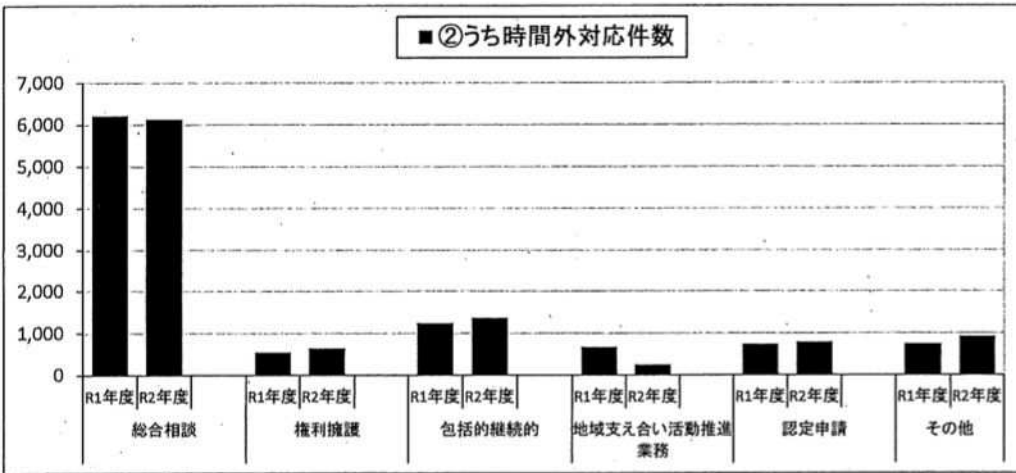
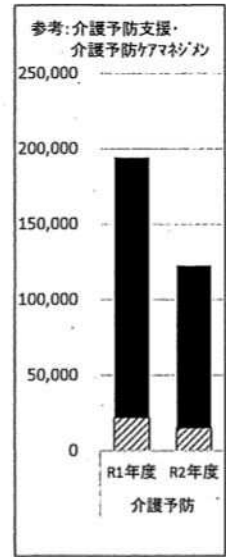
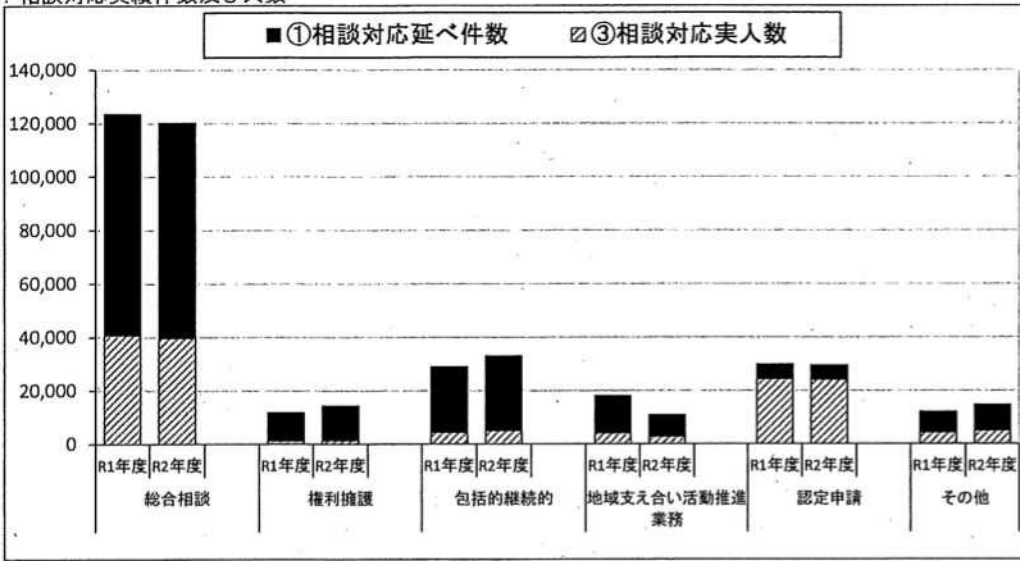


令和3年度中央区地域包括
支援センター運営協議会（資料）

令和2年度 実績報告書(全市)

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	43,796	6,276	14,258	8,456	1,749	107	83,389	1,598	154	6,910	280	13,255	9,656	4,441	5,020	8,674	208,019
うち時間外対応	2,366	219	664	434	55	2	2,787	85	2	331	14	400	562	104	126	577	8,708
来所	11,084	1,094	2,480	866	671	231	4,160	220	10	503	19	1,613	872	795	8,363	1,274	34,255
うち時間外対応	768	93	210	46	34	11	147	7	2	28	0	50	76	14	319	102	1,907
訪問	9,885	754	3,953	8,055	1,096	698	30,118	598	35	1,691	80	2,010	3,158	3,553	14,489	2,384	82,557
うち時間外対応	467	24	165	308	31	23	638	14	0	93	3	56	107	45	306	76	2,356
その他	1,487	326	1,430	1,150	212	24	4,940	230	22	1,977	65	1,238	1,191	2,257	1,609	2,452	20,610
うち時間外対応	91	18	62	36	9	2	161	6	0	79	2	49	67	86	38	170	876
①相談対応延べ件数	66,252	8,450	22,121	18,527	3,728	1,060	122,607	2,646	221	11,081	344	18,116	14,877	11,046	29,481	14,784	345,441
前年度比	-6%	5%	15%	-11%	-3%	-6%	-37%	32%	8%	20%	9%	10%	18%	-39%	-1%	22%	-17%
1圏域あたり(件)	849	108	284	238	48	14	1,572	34	3	142	6	232	191	142	378	190	4,429
②うち時間外対応件数	3,692	354	1,101	824	129	36	3,733	92	4	531	19	555	812	249	789	925	13,847
前年度比	-1%	15%	20%	-15%	-43%	-24%	-52%	64%	-33%	13%	19%	-16%	41%	-63%	7%	24%	-23%
1圏域あたり(件)	47	5	14	11	2	0	48	1	0	7	0	7	10	3	10	12	178
③相談対応実人数	23,934	2,679	4,743	5,765	1,694	856	15,276	444	36	737	222	4,086	1,081	2,639	24,029	4,933	-
前年度比	-1%	7%	1%	-13%	-5%	-6%	-32%	14%	0%	13%	4%	22%	3%	-34%	-1%	14%	-
1圏域あたり(人)	307	34	61	74	22	11	196	6	0	9	3	52	14	34	308	63	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	42	23	26	7	8	106
実人数	42	23	25	7	8	105

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	238,365 件	0.9%	3,056.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	150 件	-8.0%	1.9 件

4. 介護予防ケアマネジメント

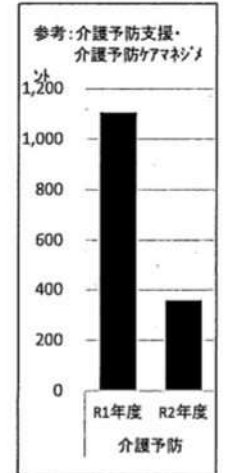
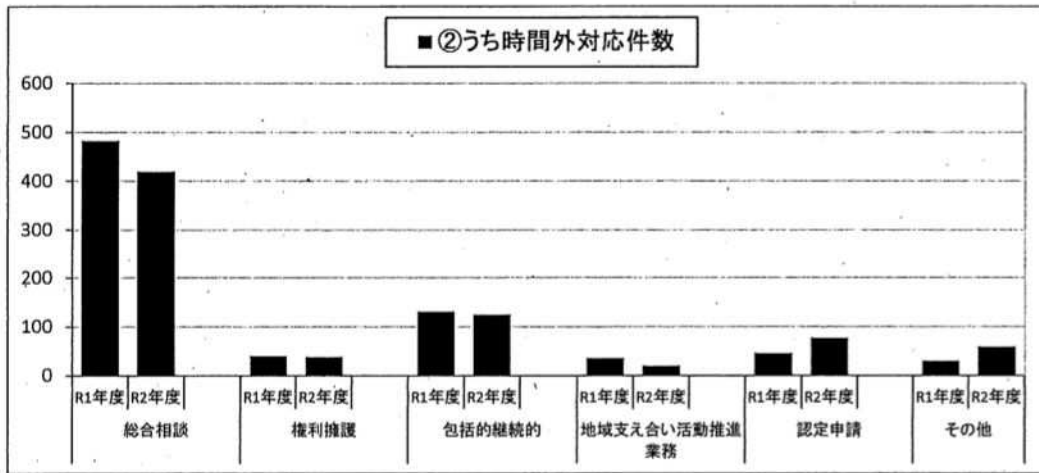
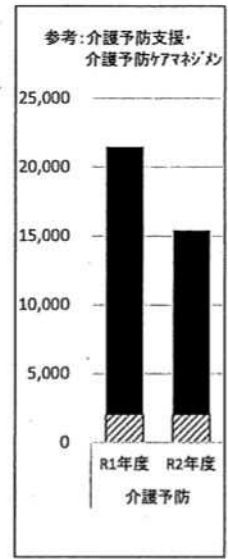
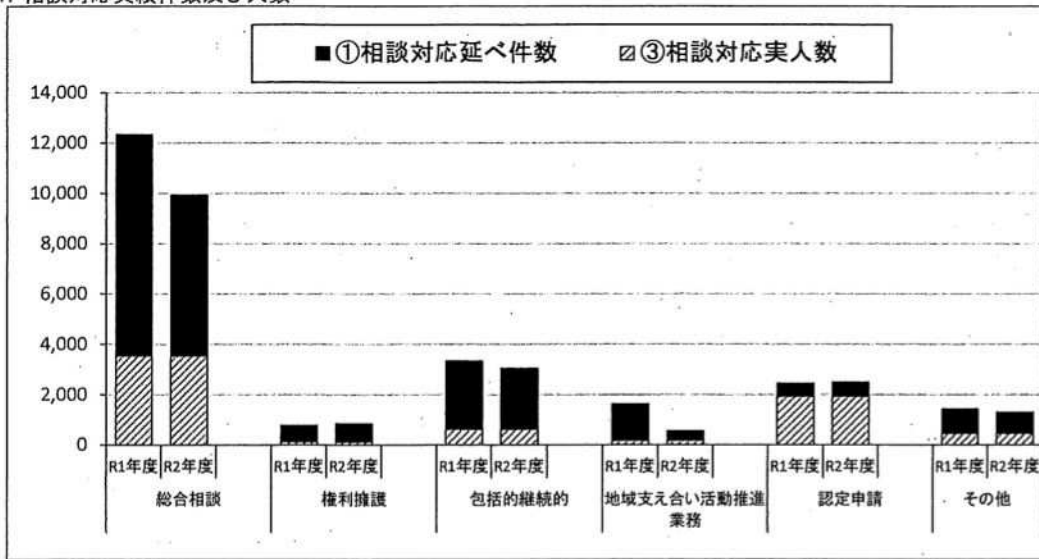
	モニタリング	前年度比	サービス担当者会議	前年度比
回数	225,607	9.9%	25,264	-8.1%

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	145 件	-40.6%	1.9 件
	参加人数	2,235 人	-53.5%	28.7 人
	(内訳)協議体開催数	59 件	-47.3%	0.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	199 件	-41.6%	2.6 件
	参加人数	709 人	-42.3%	9.1 人
自センター主催の会議等	開催数	363 件	-44.0%	4.7 件
	参加人数	3,383 人	-61.8%	43.4 人
小地域支え合い連絡会	開催数	459 件	-30.0%	5.9 件
	参加人数	4,972 人	-29.4%	63.7 人
行政等主催の会議等	開催数	2,558 件	-34.3%	32.8 件
	参加職員数	3,267 人	-37.0%	41.9 人
地域主催の会議等	開催数	2,234 件	-65.9%	28.6 件
	参加職員数	3,099 人	-67.2%	39.7 人
ケアマネ等研修会	開催数	120 件	-61.4%	1.5 件
	参加人数	858 人	-74.0%	11.0 人
介護リフレッシュ教室	開催数	293 件	-24.9%	3.8 件
	参加人数	1,960 人	-47.3%	25.1 人
運営推進会議	開催数	316 件	-74.4%	4.1 件
	参加職員数	343 人	-74.6%	4.4 人
研修	回数	1,191 件	-44.3%	15.3 件
	受講職員数	1,806 人	-46.9%	23.2 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	608 件	-60.1%	7.8 件
	参加職員数	932 人	-60.6%	11.9 人
他機関との連絡調整	件数	77,813 件	14.1%	997.6 件

令和2年度 実績報告書(中央区)

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援							介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト			成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	4,417	567	893	353	200	12	10,269	73	7	427	19	1,172	803	224	618	881	20,935	
うち時間外対応	165	15	22	24	3	0	254	1	2	23	0	35	38	0	21	48	651	
来所	932	100	162	27	80	13	368	16	3	16	3	304	105	57	583	103	2,872	
うち時間外対応	67	10	18	0	3	0	11	0	2	2	0	4	20	3	29	6	175	
訪問	955	71	240	498	99	22	4,197	55	0	93	4	148	351	154	1,195	209	8,291	
うち時間外対応	24	1	2	15	3	0	56	0	0	3	0	8	9	0	19	1	141	
その他	147	30	44	58	20	0	590	8	0	122	2	71	92	124	100	109	1,517	
うち時間外対応	28	8	1	11	0	0	37	0	0	5	0	4	7	17	8	4	130	
①相談対応延べ件数	6,451	768	1,339	938	399	47	15,424	152	10	658	28	1,695	1,351	559	2,496	1,302	33,615	
前年度比	-22%	-1%	-15%	-27%	0%	-41%	-28%	1%	150%	10%	17%	-7%	-11%	-66%	2%	-9%	-23%	
1圏域あたり(件)	922	110	191	134	57	7	2,203	22	1	94	4	242	193	80	357	186	4,802	
②うち時間外対応件数	284	34	43	50	9	0	356	1	4	93	0	51	74	20	77	59	1,097	
前年度比	-18%	48%	-35%	61%	-18%	-100%	-68%	-50%	-	-8%	-100%	-15%	4%	-44%	67%	97%	-41%	
1圏域あたり(件)	41	5	6	7	1	0	51	0	1	5	0	7	11	3	11	8	157	
③相談対応実人数	2,291	314	388	318	189	33	2,042	42	2	54	19	513	104	169	1,915	439	-	
前年度比	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
1圏域あたり(人)	327	45	55	45	27	5	292	6	0	8	3	73	15	24	274	63	-	

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	3	2	0	3	9
実人数	1	3	2	0	3	9

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	10,141 件	-28.0%	1,448.7 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	6 件	-33.3%	0.9 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	前年度比	サービス担当者会議	前年度比
回数	15,083	4.8%	1,946	-10.8%

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	13 件	18.2%	1.9 件
	参加人数	269 人	-14.3%	38.4 人
	(内訳)協議体開催数	5 件	25.0%	0.7 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	49 件	-7.5%	7.0 件
	参加人数	134 人	-40.4%	19.1 人
自センター主催の会議等	開催数	32 件	-51.5%	4.6 件
	参加人数	332 人	-58.9%	47.4 人
小地域支え合い連絡会	開催数	86 件	-7.5%	12.3 件
	参加人数	988 人	1.2%	141.1 人
行政等主催の会議等	開催数	345 件	-30.6%	49.3 件
	参加職員数	436 人	-40.8%	62.3 人
地域主催の会議等	開催数	97 件	-73.3%	13.9 件
	参加職員数	122 人	-85.7%	17.4 人
ケアマネ等研修会	開催数	10 件	-81.8%	1.4 件
	参加人数	72 人	-82.4%	10.3 人
介護リフレッシュ教室	開催数	30 件	7.1%	4.3 件
	参加人数	265 人	-19.0%	37.9 人
運営推進会議	開催数	10 件	-81.8%	1.4 件
	参加職員数	18 人	-78.3%	2.6 人
研修	回数	77 件	-53.3%	11.0 件
	受講職員数	103 人	-46.6%	14.7 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	67 件	-58.6%	9.6 件
	参加職員数	84 人	-64.6%	12.0 人
他機関との連絡調整	件数	8,517 件	-4.6%	1216.7 件

月別実績報告書 その1

(令和2年度 年間)

センター番号:	全市
センター名:	全市

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケアマネジメント	その他	合計			
	介護相談	入所・通所相談	認知症に関する相談	要介護把握	介護保険外サービス	基本生活サポート	介護予防ケアマネジメント	成年後見制度	措置	高齢者虐待				消費者被害		
電話	43,796	5,276	14,258	8,456	1,749	107	83,389	1,598	154	6,910	280	13,255	9,656	5,020	8,674	208,019
うち訪問対応	2,366	219	664	434	55	2	2,787	65	2	331	14	400	562	126	577	8,708
来所	11,084	1,094	2,480	866	671	231	4,160	220	10	503	19	1,613	872	8,363	1,274	34,255
うち訪問対応	768	53	210	46	34	11	147	7	2	28	0	50	76	319	102	1,907
訪問	9,885	754	3,953	8,055	1,096	698	30,118	598	35	1,691	80	2,010	3,158	14,489	2,384	82,557
うち訪問対応	467	24	165	308	31	23	638	14	0	93	3	56	107	306	76	2,356
その他	1,487	326	1,430	1,150	212	24	4,940	230	22	1,977	65	1,238	1,191	1,609	2,462	20,610
うち訪問対応	91	18	62	36	9	2	161	6	0	79	2	49	67	38	170	876
合計	66,252	8,450	22,121	18,527	3,728	1,060	122,607	2,646	221	11,081	444	18,116	14,877	29,481	14,784	345,441
うち訪問対応	3,692	354	1,101	824	129	38	3,733	92	4	531	19	555	812	789	925	13,847
実人数	38,247	4,541	9,401	11,283	2,472	926	63,323	925	57	2,586	246	8,674	3,682	25,612	8,974	186,935
うち新規人数	23,934	2,679	4,743	5,765	1,694	856	15,276	444	36	737	222	4,066	1,081	24,029	4,933	93,154

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービスマナー	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	42	23	26	7	106
実人数	42	23	25	8	105

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	23年3月65日
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	17,342	113,694
緊急対応件数(事故対応等)	件数	150	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみの従来型	6,950	744	6,166	1,954	80
従来型	3,959	92	3,867	755	16
高島型	0	0	0	0	0
セルフ型	15,410	281	15,119	6,840	77
予防給付					
モニタリング	回数	225,807	サービス担当者会議	回数	25,264

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	23年3月65日
(内数)協議機能を活用するもの	開催数		2,235
地域ケア会議	回数	参加人数	709
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	3,383
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	4,972
行政等主催の会議等	会議数	参加職員数	3,267
地域主催の会議等	会議数	参加職員数	3,099
ケアマネ研修会	開催数	参加人数	858
介護リフレックス教室	開催数	参加人数	1,980
運営推進会議	開催数	参加職員数	343
研修	回数	受講職員数	1,806
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	932
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数		77,813
(内数)ケース検討会	開催数		1,990

月別実績報告書 その1 (令和2年度 年間)

センター番号:	03
センター名:	中央区

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケア マネジメント	合計				
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実習把握	介護保険 外サービス	専任 スタッフ	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害			包摂的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請
電話	4,417	567	893	353	200	12	73	7	427	19	1,172	803	224	618	881	20,935
うち訪問対応	165	15	22	24	3	0	1	2	23	0	35	38	0	21	48	651
来所	932	100	162	27	80	13	16	3	16	3	304	105	57	583	103	2,872
うち訪問対応	67	10	18	0	3	0	0	2	2	0	4	20	3	29	6	175
訪問	955	71	240	498	99	22	55	0	93	4	148	351	154	1,195	209	8,291
うち訪問対応	24	1	2	15	3	0	0	0	3	0	8	9	0	19	1	141
その他	147	30	44	58	20	0	8	0	122	2	71	92	124	100	109	1,517
うち訪問対応	28	8	1	11	0	0	0	0	5	0	4	7	17	8	4	130
合計	6,451	768	1,339	936	399	47	152	10	688	28	1,695	1,351	559	2,496	1,302	33,615
うち訪問対応	284	34	43	50	9	0	1	4	33	0	51	74	20	77	59	1,097
実人数	4,042	478	708	639	280	35	72	3	226	20	948	398	342	2,038	981	21,449
うち新規人数	2,291	314	388	318	189	33	42	2	54	19	513	104	169	1,915	439	8,832

2. 苦情件数(再掲)

センター	えががの窓口	サービス事業者	介護保険 別居全世帯	その他	合計
延件数	1	3	2	0	3
実人数	1	3	2	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	1,728	対象人数	10,141
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1,570	対象人数	7,095
緊急対応件数(事故対応等)	件数	6		

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみの従来型	518	14	602	229	5
従来型	151	2	149	50	0
セルフレジ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	1,955	15	1,940	956	10
モニタリング	回数	15,083	サービス担当者会議	回数	1,946

セルフレジは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	13	参加人数	269
(内数)協働体機能を育するもの	開催数	5		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	49	参加人数	134
自センター主催の会議等	会議数	32	参加人数	332
小地域支え合い連絡会	開催数	86	参加人数	988
行政等主催の会議等	会議数	345	参加職員数	436
地域主催の会議等	会議数	97	参加職員数	122
ケアマネ等研修会	開催数	10	参加人数	72
介護リフレッシュ教室	開催数	30	参加人数	265
運営推進会議	開催数	10	参加職員数	18
研修	回数	77	受講職員数	103
住民主体活動の後方支援	参加回数	67	参加職員数	84
個別ケース対応に関する他機関との連携調整	件数	8,517		
(内数)ケース検討会	開催数	218		

月別実績報告書 その1 (2020年度年間)

センター番号:	19
センター名:	新神戸あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計		
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握		介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度	措置						高齢者虐待	消費者被害
電話	261	17	42	15	37	0	1,282	4	0	2	60	45	7	37	26	1,857
うち訪問対応	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6
来所	37	8	11	1	13	0	13	0	2	0	4	3	4	63	5	164
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	109	8	23	16	43	4	577	5	0	2	5	24	29	235	18	1,103
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	2	0	2	0	5	0	10	0	0	1	1	2	1	10	7	45
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	409	33	78	32	98	4	1,882	9	0	33	5	74	41	345	56	3,168
うち訪問対応	0	0	2	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8
実人数	383	29	63	26	71	4	1,324	6	0	20	2	47	40	345	39	2,454
うち新規人数	210	24	41	21	45	4	280	2	0	7	2	10	15	345	26	1,087

2. 苦情件数(再掲)

センター	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	892
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	118
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	0

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
従来型	195	9	189	44	1
簡易型	19	0	19	4	0
セルフ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	185	0	185	74	3
モニタリング	回数	2,443	サービス担当者会議	回数	269

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	83
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0	0
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	8
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	7
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	116
行政等主催の会議等	会議数	参加職員数	76
地域主催の会議等	会議数	参加職員数	6
ケアマネ等研修会	開催数	参加人数	5
介護リフレック教室	開催数	参加人数	38
運営推進会議	開催数	参加職員数	7
研修	回数	受講職員数	11
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	10
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	680	680
(内数)ケース検討会	開催数	6	6

月別実績報告書 その1 (2020年度年間)

センター番号:	20
センター名:	春日野あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										高齢者 後見制度	権利保護 措置	高齢者 虐待	消費 被害	認知・難病 ケアマネジスト	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 通所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護相談 マネジスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待										
電話	1,231	216	236	21	56	0	1,309	18	7	104	3	288	297	50	146	117	4,099			
うち訪問外対応	65	2	4	1	0	0	91	0	2	11	0	5	24	1	7	7	213			
来所	357	54	59	2	38	3	125	1	3	5	2	91	76	170	28	1,018				
うち訪問外対応	44	8	13	0	2	0	5	0	2	0	0	2	18	16	4	114				
訪問	103	10	23	77	14	9	471	3	0	15	0	17	38	222	29	1,034				
うち訪問外対応	4	1	2	6	2	0	31	0	0	1	0	1	8	2	0	58				
その他	26	6	11	5	1	0	80	2	0	6	0	8	10	29	6	201				
うち訪問外対応	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	8				
合計	1,717	286	329	105	109	12	1,985	24	10	130	5	404	421	567	180	6,352				
うち訪問外対応	113	11	19	8	4	0	133	0	4	12	0	8	51	19	11	393				
実人数	1,037	193	196	78	73	11	1,096	16	3	31	5	301	70	455	149	3,761				
うち新規人数	740	142	138	57	67	10	547	12	2	12	5	197	29	425	135	2,540				

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがほ の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	2
実人数	0	1	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

	回数	対象人数	合計
広報・啓発	回数	187	1,467
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	136	439
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数			委託数のうち新規数		
	うち新規数	うち継続数	うち委託数	うち新規数	うち継続数	うち委託数
従来型	107	2	105	29	1	1
簡易型	19	1	18	8	0	0
セルフレイ	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	279	6	274	93	4	4
モニタリング	回数	3,887	サービス担当者会議	回数	459	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	合計
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	11	39
自センター主催の会議等	会議数	3	30
小地域支え合い連絡会	開催数	12	131
行政等主催の会議等	会議数	49	56
地域主催の会議等	会議数	17	26
ケアマネ研修会	開催数	3	12
介護リフレッシュ教室	開催数	4	39
運営推進会議	開催数	2	2
研修	回数	11	19
住民主体活動の後方支援	参加回数	11	14
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,063	
(内数)ケース検討会	開催数	27	

月別実績報告書 その1 (2020年度年間)

センター番号:	21
センター名:	臨の浜あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・退所相談	認知症・実態把握	介護保険外サービス		基本チェックリスト	成年後見制度	措置	高齢者虐待						消費者被害
電話	579	0	141	25	3	0	2,023	8	0	196	112	2	0	0	3,246
うち訪問対応	7	0	1	0	0	0	12	0	0	4	5	0	0	0	29
来所	82	0	11	2	1	0	65	2	0	163	6	1	7	0	342
うち訪問対応	4	0	2	0	1	0	5	0	0	1	1	1	0	0	17
訪問	289	0	68	41	7	0	833	21	0	40	68	6	150	0	1,536
うち訪問対応	4	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	10
その他	5	0	5	13	0	0	75	2	0	16	16	19	0	6	167
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
合計	1,055	0	225	82	11	0	2,996	33	0	415	202	28	157	6	5,291
うち訪問対応	15	0	3	0	1	0	21	0	0	8	7	1	0	0	58
実人数	545	0	43	38	7	0	1,526	11	0	88	45	21	157	6	2,508
うち新規人数	203	0	11	19	6	0	156	3	0	29	6	21	145	6	611

2. 苦情件数(再掲)

センター	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
事件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	2,883
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	2,442
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数		委託数のうち新規数	
		うち新規数	うち委託数	うち新規数	うち委託数
総合事業のサービスのみのみ	34	2	32	4	0
従来型	12	0	12	9	0
簡易型	0	0	0	0	0
セルフ型	121	1	120	30	1
予防給付	回数	1,810	サービス担当者会議	回数	187

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	6
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	21	参加人数	255
行政等主催の会議等	会議数	47	参加職員数	56
地域主催の会議等	会議数	0	参加職員数	0
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	18
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	33
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	9	受講職員数	9
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,234		
(内数)ケース検討会	開催数	4		

月別実績報告書 その1 (2020年度年間)

センター番号:	22
センター名:	三宮あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										合計					
	介護相談					権利擁護										
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険・外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害		身体的・精神的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他
電話	736	88	145	143	24	0	7	0	88	0	332	104	34	220	351	3,642
うち訪問対応	58	5	7	21	1	0	1	0	6	0	21	6	0	17	37	323
来所	135	12	10	0	0	0	3	0	1	0	10	2	2	125	18	385
うち訪問対応	10	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	9	1	24
訪問	112	5	6	72	7	2	5	0	21	1	19	23	6	155	11	629
うち訪問対応	8	0	0	6	1	0	0	0	1	0	1	0	0	16	1	50
その他	69	16	13	28	4	0	0	0	55	0	22	23	73	44	41	558
うち訪問対応	28	7	1	10	0	0	0	0	5	0	4	5	17	8	4	119
合計	1,052	121	174	243	35	2	15	0	165	1	383	152	115	544	421	5,214
うち訪問対応	104	13	9	37	2	0	1	0	12	0	27	12	17	50	43	516
実人数	713	79	113	146	26	2	9	0	57	1	286	70	55	339	285	3,207
うち新規人数	388	47	59	62	12	2	3	0	9	1	121	22	16	305	94	1,447

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計	
延件数	0	2	0	0	1	3
実人数	0	2	0	0	1	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,067
(内訳)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	20	717
緊急対応件数(導遊対応等)	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数			うち委託数			委託数のうち新規数
		うち新規数	うち継続数	うち委託数	うち新規数	うち委託数	うち新規数	
	従来型	98	2	97	69	2	2	
	簡易型	92	4	92	77	0	0	
	セルフ型	0	0	0	0	0	0	
予防給付	介護予防支援	130	2	128	115	0	0	
モニタリング	回数	1,490	サービス担当者会議	回数	174			

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	17
(内訳)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	124
行政等主催の会議等	会議数	47	参加職員数	55
地域主催の会議等	会議数	56	参加職員数	67
ケアマネ研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	33
運営推進会議	開催数	4	参加職員数	4
研修	回数	12	受講職員数	15
住民主体活動の後方支援	参加回数	8	参加職員数	14
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,750		
(内訳)ケース検討会	開催数	33		

月別実績報告書 その1 (2020年度年間)

センター番号:	23
センター名:	元町山手あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	合計
	入所・通所相談					在宅相談						
	電話	来所	訪問	その他	合計	電話	来所	訪問	その他	合計		
電話	221	16	27	23	1	0	0	0	0	0	3,039	3,624
うち高齢者対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	41	3	6	2	3	0	25	1	0	3	9	150
うち高齢者対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	69	11	35	76	7	2	1,783	8	0	3	140	2,440
うち高齢者対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	11	4	5	4	0	0	212	1	0	6	35	353
うち高齢者対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	342	34	73	105	11	2	5,059	13	0	26	273	6,567
うち高齢者対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実人数	304	28	49	90	11	2	4,465	7	0	29	104	5,618
うち新規人数	168	11	11	20	6	2	432	2	0	4	13	965

2. 苦情件数(再掲)

センター	延件数	実人数	合計
センター	0	0	2
延件数	0	0	2
実人数	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	485	1,008	894
緊急対応件数(事故対応等)	5		

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数のうち新規数
従来型	110	9	107	44
簡易型	22	1	21	9
セルフト型	0	0	0	0
介護予防支援	216	2	214	89
モニタリング	回数 1,667	サービ担当会議	回数 299	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	合計
(内数)出席者機能を活用したもの	開催数	参加人数	18
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	264
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	126
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	73
行政等主催の会議等	会議数	参加職員数	11
地域主催の会議等	会議数	参加人数	7
ケアマネ研修会	開催数	参加人数	46
介護リフレックスタイム教室	開催数	参加職員数	0
運営推進会議	開催数	参加職員数	7
研修	回数	受講職員数	13
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	992
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数		
(内数)ケース検討会	開催数	参加人数	23

月別実績報告書 その1 (2020年度年間)

センター番号:	24
センター名:	ハーバーランド

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										合計				
	介護相談	入所・通所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	介護相談	高齢者虐待	消費被害	包括的・継続的ケアマネジメント		困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他
電話	524	86	71	22	25	0	824	8	2	25	10	38	4	170	1,860
うち訪問外対応	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
来所	99	2	15	2	13	1	39	1	1	1	1	10	59	14	260
うち訪問外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
訪問	92	3	14	84	4	0	182	6	0	14	4	57	138	11	605
うち訪問外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	22	2	4	1	4	0	38	3	1	8	1	4	1	5	121
うち訪問外対応	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	737	93	104	109	46	1	1,063	18	4	49	16	109	202	200	2,946
うち訪問外対応	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7
実人数	436	40	70	74	38	1	515	8	4	26	10	56	197	111	1,628
うち新規人数	258	23	37	30	20	1	206	7	4	13	3	29	181	45	867

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	1	0	2
実人数	1	0	1	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,361
(内数)介護予防普及啓蒙に該当するもの	回数	対象人数	1,084
緊急対応件数(事故対応等)	件数		1

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託のうち新規数
従来型	89	2	81	19	0
簡易型	7	0	7	4	0
セルフレ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	139	9	139	48	0
モニタリング	回数	1,647	サービス担当者会議	回数	243

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	48
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	15	参加人数	40
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	73
行政等主催の会議等	会議数	47	参加職員数	55
地域主催の会議等	会議数	4	参加職員数	4
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	18
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	29
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	15	受講職員数	20
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,030		
(内数)ケース検討会	開催数	21		

月別実績報告書 その1 (2020年度年間)

センター番号:	25
センター名:	港島あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計		
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握		介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度	措置						高齢者虐待	消費者被害
電話	765	144	231	103	54	12	422	25	0	82	8	146	91	199	69	2,607
うちメール対応	30	8	8	2	0	0	6	0	0	6	0	3	0	3	4	75
来所	181	21	50	18	12	9	34	8	0	3	0	8	36	129	12	553
うちメール対応	9	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3	1	19
訪問	181	34	71	132	17	5	187	7	0	8	0	54	38	151	8	944
うちメール対応	8	0	0	3	0	0	4	0	0	1	0	1	0	1	0	21
その他	12	2	4	7	6	0	5	0	0	5	0	5	10	6	0	72
うちメール対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,139	201	356	260	89	26	648	40	0	98	8	213	175	485	90	4,176
うちメール対応	47	9	10	5	0	0	11	0	0	7	0	4	2	7	5	115
実人数	624	107	174	187	54	15	309	15	0	29	3	52	105	351	72	2,273
うち新規人数	323	67	91	109	33	14	116	13	0	9	2	24	57	321	51	1,335

2. 苦情件数(再掲)

センター	センタースタッフが窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,463
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	1,401
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

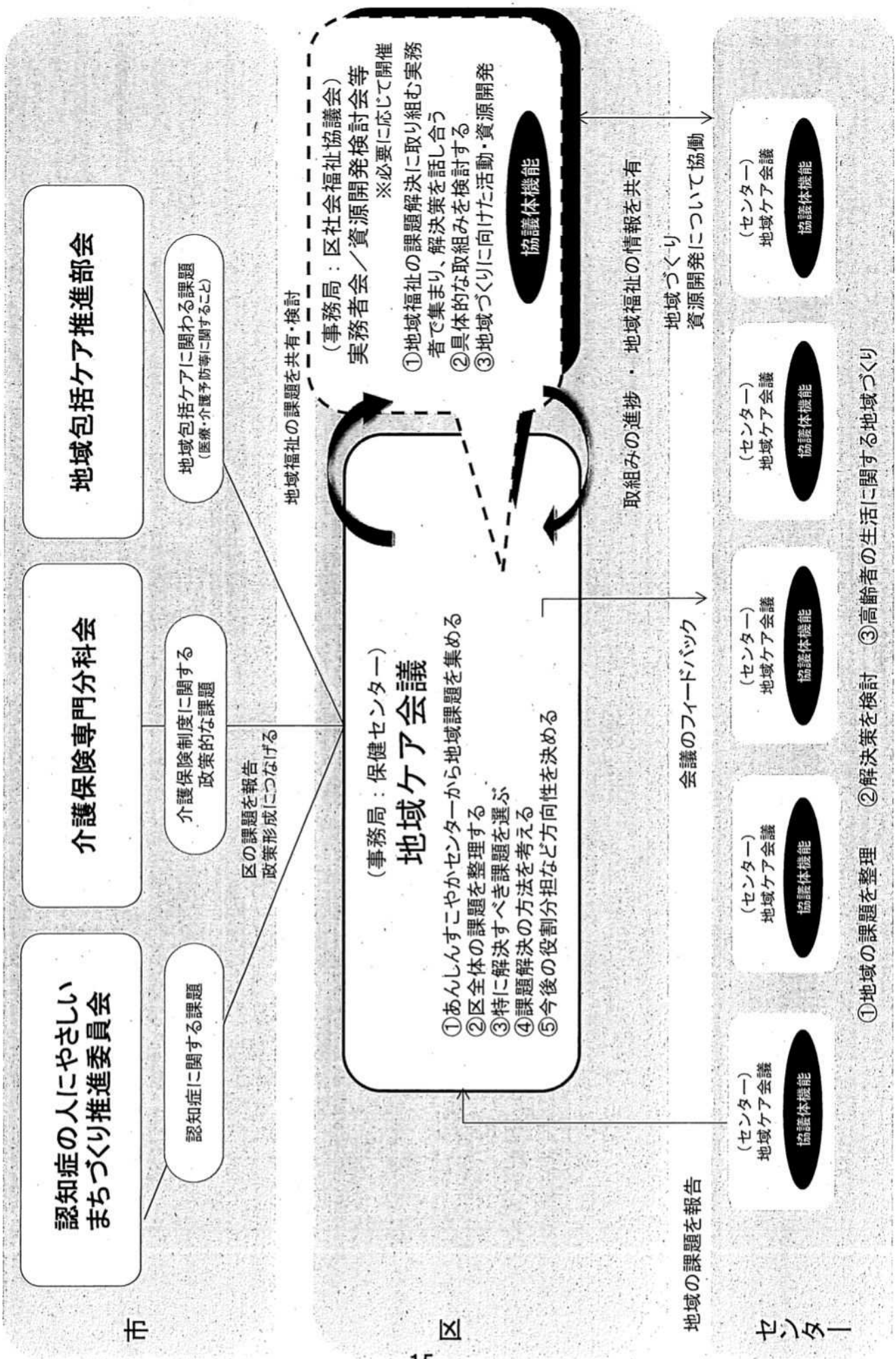
類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
従来型	47	0	47	21	0
簡易型	40	0	40	6	0
セルフ型	0	0	0	0	
介護予防支援	25A	2	232	110	2
回数	2,039	サービス担当者会議	回数	315	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	52
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	23
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	31
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	163
行政等主催の会議等	会議数	参加職員数	65
地域主催の会議等	会議数	参加職員数	8
ケアマネ等研修会	開催数	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	参加人数	47
運営推進会議	開催数	参加職員数	5
研修	回数	受講職員数	22
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	33
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	788	
(内数)ケース検討会	開催数	104	

(平成31年度～) 地域ケア会議と協議体の関係図



令和2年度地域ケア会議実施報告

(1) 概要

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的にはあんしんすこやかセンターが主催し、

○医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める

○個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。

○共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

(2) 令和2年度について（実績）

① 区地域ケア会議 開催なし

② あんしんすこやかセンター圏域地域ケア会議

		開催日	テーマ
新神戸	上筒井	R2. 8. 1	コロナ禍における地域活動・高齢者見守り活動について
	宮本	R2. 8. 6	コロナ禍における地域活動・高齢者見守り活動について
	雲中	R2. 8. 19	コロナ禍における地域活動・高齢者見守り活動について
	上筒井 宮本 雲中	R2. 11. 13	正しく感染症対策を講じて地域活動を続けることを目指す
春日野	筒井	R2. 9. 18	認知症の方の対応と支援者連携について
	脇浜町	R2. 11. 19	コロナ禍を経て気づいた地域での見守りについて
脇の浜	脇の浜	R2. 9. 4	地域課題の抽出と共有、課題解決方法を検討
三宮	小野柄	R3. 1. 21	住宅内での高齢者の見守り支援体制作り
元町山手	諏訪山	R2. 10. 21	認知症や精神疾患等の症状の理解と地域の見守り体制を充実について
ハーバーランド	元栄海	R2. 9. 8 →中止	「体操教室すずらん」の再開について
	元栄海	R2. 10. 13 →中止	コロナ禍での集い場参加者の状況を把握し集い場再開について
	楠南	R2. 11. 18	「ふれあい体操教室」再開の可否、対策について
	元栄海	R3. 3. 26	個別事例検討（高齢者の見守り）
港島	港島	R2. 7. 28	認知症高齢者の対応について
	港島	R2. 11. 4	認知症の人にやさしいまちづくりについて～情報を共有し今後の支援に繋げる～

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：19

あんしんすこやかセンター名：新神戸あんしんすこやかセンター

運営管理者名：太田 直樹

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

運営時間は原則として月曜日から土曜日の午前9時～午後6時とし、祝日も運営する。日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）の休日等運営時間外や万が一のセンター職員不在時の対応は、併設の特別養護老人ホームおよび居宅支援事業所設置の総合窓口で行っている。また緊急連絡が必要な場合は、携帯電話にて対応している。運営管理者が携帯電話を常時携帯している。

2. 職員の配置について

・運営管理者兼主任介護支援専門員	1名
・保健師（看護師）	1名
・社会福祉士	1名
・地域支え合い推進員	2名
・その他の職員（プランナー）	2名
・事務補助職員	1名

社会福祉士・精神保健福祉士資格所有の地域支え合い推進員1名を増員（法人加配）し、さらに地域支援に力を入れる。

3. 総合相談支援業務について

総合介護相談は、電話や来所の他、場合によっては実態把握を兼ねて相談者宅を訪問することや、地域で集まりの場や個別相談会などの方法で行う。介護情報の提供をおこない、介護認定申請の代行手続き、および地域のインフォーマルサービスなどにつなげる。圏域内の高齢者がよく利用する事業所（病院、薬局、理美容店、コンビニやその他小売店、不動産店など）に介護情報、防犯情報などの印刷物を継続して持参し、地域で出張相談会をするなど、あんしんすこやかセンターの周知に努め、地域に根ざし、信頼されるセンターを目指す。増加する認知症を含む精神疾患の相談対応にも力を入れる。

- ①地域の高齢者が住み慣れた場所で安心して生活を続けていくために、生活や介護の悩みを個人で抱え込むことの無いように、相談しやすいセンターにする。
- ②相談や実態把握を通して、地域の高齢者の生活状況や生活の困り事を把握する。
- ③地域の高齢者の悩みに迅速に対応し、適切なサービスや機関につなげることができる様に、近隣の支援者、医療関係者、介護サービス事業者などの関係機関とのネットワークの構築、関係づくりを継続していく。そのために地域の関係事業所への訪問と地域ケア会議の開催をと

して、地域の課題を把握し、共有し、その解決方法を一緒に考える機会を持つ。

④集合住宅集会室や管理組合総会等での相談会開催ができないか働きかけをする。

4. 権利擁護業務について

地域の高齢者が安心して生活ができるよう、迅速に支援が必要な場合にも対応できるように、行政をはじめとする関係機関と連絡・連携をとり、支援体制をつくる。

権利擁護支援が必要なケースを早期に発見することが出来るように情報収集をする。

また、小地域連絡会や給食会・喫茶会、地域福祉センターなど高齢者が集まる場所で、虐待防止や特殊詐欺防止に関する情報提供や啓発活動を継続しておこなう。

また、虐待防止研修を受講して、虐待の防止についてセンター職員の理解がすすめられるようにする。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員等からの個別の相談対応以外に、中央区ケアマネジャー連絡会での情報提供や勉強会などの支援を行う。

ケアマネジャー、サービス事業者が困難事例などの相談を受けた際に、協力して一緒に対応ができる体制・関係をつくる。必要な場合は、地域ケア会議での地域課題として取り上げ、解決方法を検討し、高齢者が住み慣れた場所で生活するための包括的ケアマネジメントおよびネットワークの構築ができるように働きかける。そのため地域情報や最新の介護情報やサービス提供事業所情報等を提供し共有を図る。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

・民生委員、地域住民、医療機関、介護事業所等と連携をとり、介護予防が必要な高齢者の把握に努める。高齢者が、目標をもって介護予防・認知症予防・フレイル予防に取り組み、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、給食会や喫茶会、高齢者のつどえる場所等の地域資源の利用を自立支援型の介護サービスや計画の提供と作成がはかれるよう、居宅支援事業所のケアマネジャーや各事業所相談員・サービス提供責任者等にも情報を提供し、連携して介護予防マネジメントを行う。介護保険サービスで賄えない部分は、自費サービスの導入なども踏まえた情報提供とケアプラン作成時のアセスメントを行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

・民生委員・児童委員協議会、友愛訪問ボランティアや自治会、ふれあいのまちづくり協議会等の他、高齢者見守り事業協力事業所等の関係機関と連携・連絡をとりながら、高齢者の見守り活動を継続する。認知症サポーター店の他、地域の金融機関、薬局、不動産事業所等を始めとする各種事業所や集合住宅管理人室等、高齢者が関係する場所に介護情報等を提供し、地域で高齢者を支えるネットワークの一端を担って頂くように働きかけを継続する。

・地域住民に対して、介護予防やフレイル予防の啓発をおこない、地域が一体となってこれらの予防活動に取り組む自主活動が生まれるように働きかける。地域の様々な関係機関、NPO、各種活動グループ等に働きかけ、新たな担い手を見つけ、育てることの支援・推進活動に取り組む。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症サポーターのいる店舗・事業所との連携を進め、協力店を増やして安心して暮らせる街づくりを支援する。認知症サポーター店へは、月1回は訪問し、顔の見える関係作りに努める。
- ・認知症や地域ケアに関する情報提供や研修会開催などで、広報・啓発を行う。また、介護リフレッシュ教室を開催し、家族間のネットワークができるように支援するほか、圏域内の各種事業所等に開催場所を借りて実施することで、新たなネットワークが構築できるように繋げていく。
- ・認知症理解や予防に関する情報提供を行う機会と共に、地域ケア会議で認知症を理解し、そのケアの方策を考える機会をつくる。
- ・小学4年生対象のキッズサポーター養成講座の受講と、学校関係者やPTAに対して認知症サポーター養成講座を受講を働きかける。
- ・各地区で認知症の方への声掛け訓練が継続実施できるよう、働きかける。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・各地区民児協定例会や給食会、地域の諸行事などに参加、小地域見守り連絡会や地域ケア会議等を開催する等、民生委員をはじめとして、友愛訪問ボランティア、ふれあいのまちづくり協議会や婦人会、老人会、自治会等、地域の高齢者を支える関係者とのネットワーク構築を図る。地域住民との顔の見えるつながりづくりを継続し、すすめていく。
- ・民生委員や友愛訪問ボランティアからの高齢者に関する連絡には迅速に対応し、実態把握や安否確認のための訪問等を行う。

10. 医療機関との連携について

- ・主に圏域内の医療機関、地域医療連携室、薬局を定期的（月1回）に訪問し、介護情報や地域情報等を提供し、地域ケア会議開催時は出席依頼をする。
- ・医療・介護の多職種連携の研修会・勉強会に出席参加する。
- ・医師や薬剤師とケアマネジャー、サービス事業者間のネットワークを構築する連絡会や医療に関する勉強会などの機会を持つことができるよう働きかける。

11. その他関係機関との連携について

各地区民児協定例会や給食会、地域の諸行事などに参加、小地域見守り連絡会や地域ケア会議等を開催する等、民生委員をはじめとして、友愛訪問ボランティア、ふれあいのまちづくり協議会や婦人会、老人会、自治会等、地域の高齢者を支える関係者とのネットワーク構築を図る。地域住民との顔の見えるつながりづくりを継続し、すすめていく。

民生委員や友愛訪問ボランティアからの高齢者に関する連絡には迅速に対応し、実態把握や安否確認のための訪問等を行う。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・常に公正中立な立場を保ち、相談対応に当たる。必要な場合は専門の相談機関や窓口を紹介する。また、そのための各種相談機関・窓口の情報収集を行う。
- ・利用者自身が自分の生活を選択・決定できるように、各関係機関やサービスを紹介する。そのため、事業所や関係機関、地域資源などに関する情報収集をする。
- ・相談内容、特に困難事例などについて、毎朝のセンター職員のミーティング時に情報の共有や意見交換などを行い、公正かつ中立な相談業務が遂行できるように取り組む。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 20

あんしんすこやかセンター名：春日野あんしんすこやかセンター

運営管理者名：橋本 弘子

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・日曜・年末年始（12月30日～1月3日）を除き、4職種が交代で当番を決め、専門職として電話や来所者の相談対応ができる体制をとり、必要に応じて訪問し相談の対応を行う。
- ・24時間体制については、職員の就労時間外である夜間（17:30～9:00）及び日曜日・年末年始（終日）は夜間専用の携帯電話を職員が交代で持って電話対応を行い、必要に応じて運営管理者・担当職員へ連絡する体制を取る。

2. 職員の配置について

4職種が常時配置されており、お互いが適切に連携しあうことで色々な視点・豊富な知識で対応できる体制を整えている。

3. 総合相談支援業務について

- ・センター職員が常に住民からの相談に対応ができるよう朝礼でその日の業務内容をお互い明確にし、センター職員が業務中不在とならないよう連携・調整を図る。
- ・相談対応時は専門用語を使わないようにし、相手の反応を見ながら理解できる言葉を選んでゆっくりと説明をするようにし、理解の確認を心がける。
- ・相談内容については朝礼にて情報共有をおこない、緊急性の判断や対応方法についての的確な対応が出来るようにする。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待通報相談があった際は、4職種で情報共有を行い、「神戸市高齢者虐待対応の手引き」に沿って、適切に対応を行っていく。また、関係機関とも連携を行いながら、虐待解消に向けて、対応を行っていく。
- ・令和2年度の高齢者被虐待者の認知症自立度は、ⅡやⅢ程度が全体の36.2%を占めており、認知症状によって引き起こされる高齢者虐待が多い。その為、養護者には、高齢者虐待認識と、認知症に関する理解も必要となる。高齢者が安全に地域で生活できるよう、認知症高齢者を介護している家族、民生委員、医療関係者、介護事業所など地域住民の他、幅広く地域に関係する方に対して、相談先であるセンター周知、認知症の理解や高齢者虐待の予防についての啓発を行っていく。
- ・高齢者虐待事例について、終了ケースの振り返り、施設内研修を行い、高齢者や養護者支援について適切に対応できるようにする。
- ・令和2年度の成年後見相談者は、ケアマネジャーが50%と最も多く、次いで本人、家族、親

族が25%となっている。高齢化率24.83%あり、独居や老々世帯が多い為、地域住民に対して、啓発を行っていく。また、相談があった場合は、制度の必要性の確認、説明を行い、申立の専門機関へつなぐ支援を行う。

- ・消費者被害の相談件数は、令和1年度と比較して、令和2年度は、3件増加。役所や警察を名乗る人から、選付金があるなどの不審な電話があったということが多く、被害なく経過している。地域住民や高齢者、警察、区役所などから消費者被害の疑いがある事例の報告があれば、介護事業所、地域住民に対して早期に注意喚起を行い、被害防止に努める。また、被害に合った方には、家族や警察へ相談、業者との連絡支援、消費者センターへ連絡、クーリングオフの方法などの支援を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内の要支援認定を受けたサービス利用者に対して介護予防の視点でケアプランが作成できるように委託居宅事業所と連携を図り、アドバイスや社会資源等の情報提供を行う。
- ・委託居宅事業所や圏域内の居宅支援事業所からの困難ケースや支援方法の相談に適切な支援が出来るように、研修等に参加しセンター職員のスキル向上に努める。
- ・介護支援専門員が抱える困難ケースの相談を単なる個別ケースとせず、地域課題として積み重ねる。必要に応じて地域ケア会議を開催し、地域・医療・介護で課題解決を図り、質の高いケアマネジメントを目指す。
- ・圏域ケアマネ連絡会を開催し、圏域内の介護支援専門員同士がお互いに連携・相談ができる関係を構築して、タイムリーな情報共有により介護支援専門員の資質の向上を図る。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・給食会や地域の集いの場では、医療機関と連携して講義を行い、地域の高齢者や若い支援者を含めた介護予防・フレイル啓発を行う。
- ・給食会や集いの場へ出かけ、フレイル啓発・自己チェックリストを行い、コロナ禍による生活様式の変化や影響について高齢者の身体・精神状況の様子を確認し、随時介護予防・フレイルが必要な方の把握に努める。
必要時、自主グループ・地域拠点型一般介護予防事業・フレイル対策教室などを提案し、地域やサービスに繋いでゆく。
- ・コロナ禍による給食会休止や食事の量や回数が減ったという声から、給食会に参加している圏域内の独居高齢者に対し栄養状況についてアンケート調査を行い、地域住民の栄養状況の把握と効果的な介護予防の啓発を行う。
- ・ご本人やその家族に対し、健康教室や介護リフレッシュ教室の紹介を行い、地域住民間での繋がりや役割が持てるよう支援する。
- ・地域住民や医療機関・行政・その他関係機関と日頃から連携し、情報提供があった時には速やかに実態把握を行い、必要なサービスの提供や対応を行う事で介護予防につながるよう支援していく。
- ・要支援者に対する介護予防ケアマネジメントに関しては、当圏域内の給付管理数も多く、4職種と介護予防ケアマネジャー4名を加配し、相談依頼に対して速やかに対応出来る体制を確保する。居宅介護支援事業所と連携し、適宜委託担当の依頼を行っていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・「若菜おしゃべりサロン」について地域の支援者が独立して運営できるよう引き続き後方支援を行っていく。
- ・定期的に給食会や喫茶等の地域行事に参加し、地域関係者との関係づくりや地域の現状把握を行う。また、高齢者の必要としている情報提供や広報啓発活動を行う。
- ・土日開催の集いの場や給食会等は参加する機会が少ないため、年に2回は参加できるように計画し、様々な啓発・地域連携・集いの場の後方支援に努める。
- ・地域行事や関係機関との会議に参加し、地域のニーズや支援者の発掘、地域支援者との情報交換に努める。また民生委員等からの相談の中で安否確認や見守り訪問を継続し、必要なサービスに繋ぐ。
- ・高齢化率、単身高齢者数の多い復興住宅及び周辺地域への見守りの支援のため、定期的に連絡会を開催し、地域の見守り支援活動の後方支援・相談支援を行う。
- ・コロナ禍で集いの場が休止している地域では新たな集いの場の発足に向けて後方支援、助成制度の情報提供を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・地域住民へ継続的に認知症啓発(認知症サポーター養成講座・勉強会)を行うことで疾患への理解を得ながら、認知症になっても地域で暮らし続けられる体制づくりを強化する。また、介護リフレッシュ教室や高齢者安心登録制度、神戸モデル(認知機能検診)・KOBEMみまもりヘルパーについての説明を行い、認知症の方だけでなく介護者の支援も行っていく。
- ・認知症キッズサポーター養成講座を継続的に行えるよう、区役所と連携し小学校へのアプローチを行っていく。
- ・地域や介護支援専門員などから認知症に関する相談対応を行い、必要に応じて医療機関や認知症初期集中支援チームと連携し、初期の段階での認知症対応を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・支え合い推進員を中心に、各センター職員も小地域連絡会や給食会へ参加し、良好な関係づくりに継続して取り組んでいく。特に土日開催している集いの場へは計画的に参加し、センターの啓発・連携を行う。
- ・令和1年12月に一斉改選があったため各民児協民生委員と相談しやすい関係を作り、高齢者見守り活動の連携、情報交換が円滑に行えるように、信頼できるセンターであるよう努める。
- ・コロナ禍で集いの場が休止している地区での啓発回数が昨年に比べて減っていることから、今年度は昨年度啓発回数の少なかった地区へ重点的にセンターの役割、介護予防、認知症ケア、高齢者虐待防止、成年後見や消費者被害策などの啓発活動を行い、一丸となって地域住民の支援が行えるように連携を図る。
- ・令和1年12月の一斉改選以後新しい民生委員からセンターへの相談の割合が、既存の民生委員からの相談の割合よりも多かった。連絡会・集いの場等で民生委員と関わる機会を定期的に持ち、見守り活動の連携・情報交換が円滑に行えるよう引き続き相談しやすい関係作り、信頼できるセンターであるよう努める。

10. 医療機関との連携について

- ・病院の地域医療連携室等と連携し、入退院に関する調整を密に行い、切れ目ない介護・医療の支援を行っていく。

- ・在宅介護・医療連携支援センターと協力し、在宅で医療の必要な高齢者へアプローチを行っていただけるよう連携を図る。
- ・ターミナル期、認知症、精神疾患を持つ方の相談が増加傾向にあるため、速やかに対応していただけるように医療機関との連携を強化する。
- ・圏域内の薬局と連携を図ることで薬局からの相談や通報を受けやすくし、課題の解決につなげていく。また、調剤の待ち時間にセンター・介護予防・虐待・成年後見・消費者被害等のチラシを見ていただけるように場の提供を働きかけ、集いの場に参加しない方も含めて多世代に情報提供が行えるようにする。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・「集いの場を支援する団体」と連携を図り、地域の高齢者の居場所を確保していくために情報提供や情報収集・後方支援を行う。
- ・筒井地区にて映画会立ち上げ希望の意見が住民から出ているため、住民主体で集いの場が運営できるように助言・サポート支援を行う。社会参加を希望される方には積極的に声をかけ、役割が持てる支援を行う。
- ・圏域内・外の企業等にもアプローチを行い、地域の高齢者と関われる機会を作る。若い世代にも参加してもらえることで高齢者に対して関心を持つこととなり、新たな担い手づくり・地域の見守り人口を増やす。
- ・圏域内にある社会資源を回り、現状の把握をするとともに地域住民に情報を提供できる体制を整える。
- ・新聞配達や宅配弁当、銀行等協力事業者からの通報に対応し、利用者の安否確認が速やかに行えるように対応する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

相談者がサービス事業所やサービス内容を自身で選択できるよう、インフォーマルのサービスも含めてホームページ等を活用し複数の情報の提供に努める。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：21

あんしんすこやかセンター名： 脇の浜あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 春日 和樹

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について
訪問等で外出する場合は、センター職員内で調整又は携帯電話の活用によりスムーズに地域の皆様からの相談に対応します。休業日（日曜日・祝日・年末年始）及び営業時間外（17:45～翌日9:00）の相談においても、日直・当直職員より担当者へ連絡できる体制を24時間整えています。
2. 職員の配置について
看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員・予防ケアプランナーの配置に加え、LSAを配置しています。お互い緊密に連絡を取り合って連携を強化し業務を遂行します。
3. 総合相談支援業務について
本人・家族・近隣住民、地域ネットワークを通じ地域の相談窓口となり、様々な相談・連絡を受けます。支援を必要とする高齢者の状況把握に努め、地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活して行く事ができるように、適切なサービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。
4. 権利擁護業務について
高齢者等が地域生活を営むうえで困難を抱えた場合、地域住民・民生委員・介護支援専門員等と協力体制を整え、権利擁護の視点に基づき関与します。地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等に必要なサービスや機関につなぎ、地域で尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう支援します。又高齢者が消費者被害に合わないよう各専門職と連携を取りながら継続性を持って啓発活動を行っていきます。
5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について
フォーマル・インフォーマルの様々な社会資源が活用できるように医療機関・地域の関係機関等と連携し、協力体制をさらに構築すると共に必要に応じて地域ケア会議に繋げ困難事例の検討、地域課題の抽出、共有に取り組んで行き、新たな社会資源の発掘に努めます。
6. 介護予防ケアマネジメント業務について
フォーマル・インフォーマルの様々な社会資源が活用できるように医療機関・地域の関係機関等と連携し、協力体制をさらに構築すると共に必要に応じて地域ケア会議に繋げ困難事例の検討、地域課題の抽出、共有に取り組んで行き、新たな社会資源の発掘に努めます。又、地域の介護支援専門員に対して日常業務の円滑な実施及びケアマネジメントの質の向上を支援する為、研修会・連絡会等を通して相談・助言・支援等を行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民の方が、安心して日常生活を送ることが出来るよう地域のニーズや社会資源を把握し必要に応じて区社会福祉協議会との協議を行います。また、地域にある社会資源を地域住民の方や圏域にかかわりのある事業所（ケアマネジャー・薬局・病院等）に対しても情報提供を行い、地域に貢献できるグループの育成も目指していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

若い世代を含めた地域住民への啓発として今年度はリモートでの開催等、柔軟な対応で声掛け訓練を圏域で開催出来るよう認知症の啓発に取り組みます。神戸市の安心登録制度や神戸モデルの広報も行います。圏域内での介護相談会開催時や地域行事等で認知症の広報を行います。コロナ禍の中開催については不確定ですがなぎさ小学校を定期的に訪問しキッズサポーター研修も開催出来るよう区・なぎさ小学校と調整していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員協議会の定期的会議への参加、友愛訪問グループ・ボランティアグループとの支援者連絡会で認知症や防災・高齢者虐待・消費者被害等についての情報交換を行い地域との連携を深めて行きます。地域のふれあいのまちづくり協議会・各自治会・区社会福祉協議会等が行う地域行事へ参加し協力します。

10. 医療機関との連携について

主治医や地域や医療機関と連携を図り、地域包括支援システムを構築すると共に関係者が容易に情報交換や共有ができるような環境作りに努めます。医師・医療ソーシャルワーカー・歯科医師・薬剤師とのさらなる連携強化に努め困難事例に関しては必要に応じて地域ケア会議を開催していきます。

11. その他関係機関との連携について

地域のふれあいのまちづくり協議会・自治会・民生委員・老人会ボランティア団体や認知症サポーター店等との連携を図り、地域の高齢者が安心して暮らせる見守り体制の強化を目指します。又区あんしんすこやか係・区社会福祉協議会との情報交換や連携に努め、地域でのネットワークを強化します。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ①センター事業の人員・設備及び運営に関する基準を守ります。
- ②利用者・事業者への適切な情報を提供します。
- ③適切な情報提供に基づく利用者の意志決定を尊重します。
- ④適切な介護予防ケアマネジメントを確保します。
- ⑤公平公正な介護予防ケアマネジメントを提供・支援します。
- ⑥総合事業についての理解に努めます。
- ⑦個人情報の保護に努めます。

上記をふまえ、高齢者に提供されるサービスが特定の種類 又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正かつ中立性を確保します。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：22

あんしんすこやかセンター名：三宮あんしんすこやかセンター

運営管理者名：秋田 知宏

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

年末年始を除き、祝日を含む月曜日から金曜日の9:00～17:00、土曜日9:00～12:00の窓口開設時間は4職種のうち一人は窓口で対応できるようシフトを組みます。夜間・土曜日午後、日曜日の窓口開設時間外は、4職種が持ち回りで携帯電話への転送対応を行います。また、その場合職員が所持している携帯電話を活用し、担当者に連絡を取ることで、スムーズに相談に応じ、緊急事態に対応します。

2. 職員の配置について

資格・職歴など運営要綱の条件を満たし地域包括支援センター業務に適した保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を各1名配置します。職員間の情報共有を密にし、相談内容やケース記録を共有することで、主担当者が不在の場合でも他の職員が迅速に対応できる環境を整えます。

経験の浅い職員が多いため、OJTや各種研修会の参加などを通じ、職員の資質向上のための取り組みを積極的に行います。チームアプローチを重視し、職員が継続して勤務できる環境を整えます。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた環境で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険だけでなく、福祉・医療その他の制度や地域の社会資源を把握してリストとして整備し、総合相談窓口としての機能を果たします。4職種はそれぞれの専門性をもった業務を遂行しますが、各々が連携しながら、相談者が持つ様々なニーズに応えていきます。

神戸市が作成する資料をはじめ、他機関からの資料を活用し、地域住民に対して様々な機会に、効率的にセンターの広報・啓発活動を行います。また、金融機関・飲食店、認知症サポーター店などの事業所に配付し、相談窓口として他機関のつながりを増やせるよう取り組んでいきます。

4. 権利擁護業務について

地域の高齢者が、尊厳ある生活を維持し、安心して暮らしていくことができるように、地域の方々や介護サービス事業所等と連携し、虐待、消費者被害、認知症による生活困難などの事例を早期に発見するように努めます（介護サービス事業者等には早期発見、早期の相談通報を啓発します）。また、神戸市や適切な機関に相談し、連携をとりながら成年後見制度、権利擁護事業の利用や緊急の施設利用などを支援します。

地域行事等での消費者被害に対する注意喚起や情報提供の実施、センターが虐待の相談窓口で

あることの広報啓発にも努めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域のケアマネジャーからの日常的な相談に応じると共に、ケアマネジャーが利用者を支援していく時に必要な後方支援を行います。状況に応じて個別ケースの地域ケア会議を開催し、地域で利用者を支えていけるようネットワーク形成を図ります。

圏域内のケアマネジャーとの交流会を企画し連携を強化するとともに、中央区の他センターと共同で、ケアマネジャーの連絡会・勉強会を開催し、圏域内のケアマネジャーが新しい情報や知識を得られるよう支援します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の理念に沿って、地域の高齢者がその人らしく生活できるように自立を支援していきます。このため、事業対象者・要支援者に対しては明確な目標を持った意欲を引き出すケアマネジメントを行い、ご本人の能力の維持・向上に努めます。介護予防支援従事者の専任職員を配置し、4職種の管理プラン数が基準を超過しないことを遵守します。制度の利用がスムーズに行えるようにサービス事業所、圏域の介護支援専門員との連携を密にするとともに、センター内で定期的に勉強会を開催するなどし、職員の知識を深めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるような地域づくりを行えるよう、地域住民や区社会福祉協議会に配置される生活支援コーディネーターと協働して地域支え合い活動の推進、コミュニティ作りの支援に努めます。

また、居場所づくりの支援を行い、居場所の数が増えることで、地域の高齢者が介護予防の機会を、自身が望むように選択できるよう取り組みます。

8. 認知症に関する取り組みについて

神戸モデルを活用、広報しながら「認知症の人にやさしいまちづくり」に地域住民と一緒に取り組みます。

認知症サポーター店が増えるよう、商店や企業に認知症サポーター養成講座の受講を働きかけます。

介護リフレッシュ教室を6回/年開催し、認知症の方を介護する家族がリフレッシュできる機会を定期的に作ります。内容については参加者と意見交換して決定し、自主活動に向けて支援するよう取り組みます。昨年度から実施している「男性介護者の会」を継続して取り組み、男性介護者ならではの日頃の悩み等を共有、リフレッシュできる機会を設けます。また、家族介護者と、地域の集いの場等の自主グループとのマッチングも継続して行い、家族介護者が社会参加できる機会を提供します。

認知症初期集中支援チームと連携し、認知症についての相談対応を早期段階から行います。高齢者安心登録事業についても積極的に広報します。

他、金融機関はじめ他機関とも連携し、認知症の方や介護する家族が安心して生活できるまちづくりを一緒に考えられるよう取り組みます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員児童委員をはじめとする地域の方と信頼関係を築きつつあり、気軽に相談して頂ける窓口であることの周知を継続します。相談には、状況に応じて複数の職員で迅速に応じ、実態把握及びサービス利用手続きの支援を行い、必要な範囲のフィードバックを行って、地域とともに支援することができるよう努めます。

地域ケア会議等は、準備段階から地域関係者とともに作り上げることができるよう働きかけます。

10. 医療機関との連携について

圏域内の医療機関へセンターの広報誌を配付するなどし、センター周知を行い、チームアプローチで地域の高齢者を支援できる体制作りに努めます。中央区医師会、中央区医療介護サポートセンターとも連携、協力し、関係作りに努めます。

11. その他関係機関との連携について

地域の保健・公衆衛生・社会福祉などの専門機関、ボランティア団体や自治団体などと協力し、地域の福祉の向上に努めます。

警察署と連携し、消費者被害防止の啓発に努めます。

集合住宅の管理会社等と連携し、集合住宅における高齢者見守りや高齢者の相談がスムーズに行えるよう取組みます。

区内の各センターと協力し、情報交換・情報の共有化により、お互いの資質を向上させ、適宜共同の研修会・連絡会・ネットワーク会議など開催します。

また、認知症の啓発活動や子ども世代への働きかけを行います。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

地域の高齢者に提供されるサービスが、特定の種類または特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、日頃から情報収集を行い、公正な情報提供に基づいて利用者の意思決定を尊重した支援を行います。運営要綱・実施要領に定めた公正中立の事項を遵守します。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：23

あんしんすこやかセンター名：元町山手あんしんすこやかセンター

運営管理者名：菊井 寛和

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・相談窓口の営業時間は9時～18時とし、日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）は原則休みとします。また営業時間外の夜間・休日等24時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者等が連絡を受け、必要に応じてセンター職員が電話対応する体制を整えています。
- ・相談対応後は早急に記録を整備し、職員間で回覧にて情報共有を行います。記録は適切に管理し、担当者が不在でも支援が継続できるように努めています。

2. 職員の配置について

- ・運営管理者兼主任ケアマネジャー1名、社会福祉士2名（加配1名）、保健師1名、地域支え合い推進員1名、プランナー2名（1名非常勤）、LSA2名（非常勤）を配置し各専門性を活かしながら業務遂行し、また各職員同士が横断的に協力しあうチームアプローチの体制を保っていきます。
- ・介護予防ケアマネジメントについては4職種5名とプランナー2名、LSA2名により対応していきます。

3. 総合相談支援業務について

- ・ワンストップ機関という役割を意識し相談受付に対しては相談者の訴え、思いを傾聴、共感し、その相談者が納得されるような対応を心掛けてきます。
- ・様々な相談に対して専門的にチームアプローチを行い、相談後は直ちに記録の整備、回覧を行い、職員間での情報を共有していきます。
- ・地域との連携を深め、新型コロナウイルス感染予防に努めながら可能な限り地域行事など職員が参加し、センター広報を行っていく事で、センターが相談窓口機関であることを地域に周知し、相談しやすい環境づくりに努めていきます。また3か月に1回センター広報誌を発行し地域住民へ配布します。
- ・県営大倉山住宅に月～金曜日（12月31日～1月3日及び祝日を除く）の9：30～17：00の間、LSA2名を派遣し、シルバーハイツに住む高齢者の相談に対応するとともに見守り活動を行います。

4. 権利擁護業務について

- ・新型コロナウイルス感染予防に努めながら地域行事の参加やセンター主催の介護予防普及啓発事業等の場で権利擁護（成年後見人制度・消費者被害予防、高齢者虐待の予防）について地域住民に対して啓発していきます。

- ・消費者被害防止のため、消費者被害に関する情報提供を行い、地域住民が被害に巻き込まれないよう啓発活動に取り組みます。また、消費者被害に関する相談があれば、関係機関と連携し、被害を最小限にとどめるための支援を行なうとともに、区あんしんすこやか係及び消費者センターに遅滞なく報告します
- ・民生委員や友愛訪問グループ、婦人会、自治会、介護保険サービス事業者など地域の多様なネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、高齢者虐待等の事例を発見した場合には、情報収集と事実確認を早急に行い、区あんしんすこやか係に報告するとともに社会福祉士を中心に4職種でチームアプローチを行い、また介護サービス事業者など関連機関と連携して適切な対応を行っていきます。
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度に対する職員の理解を深め、金銭管理や契約行為が難しくなった
認知症の方や独居高齢者等必要な方に対して、速やかに関係機関と連携して、適切な時期に制度に繋げていきます。
- ・事業所内で行う虐待防止研修に加え、虐待防止を含めた権利擁護に関する外部研修にも積極的に参加することによって職員の対応力の向上を目指します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域の介護支援専門員が抱える対応困難なケースへの助言、指導など支援を行い、その内容をセンター全体で共有していきます。
 - ・介護事業者従事者（主にケアマネジャー）を対象に連絡会、事例検討会など研修会を開催し連携体制を構築していきます。
 - ・認知症や精神疾患を持つ高齢者への個別的な対応の中で関係機関とのケース検討等を行い連携を図り解決に導きながら、個別ケースでの地域ケケ会議を開催し、地域の課題として取り組んでいきます。
 - ・区社会福祉協議会を協働し認知症サポーター養成講座を地域支援者向けに実施します。
 - ・圏域ケアマネジャーと地域支援者（民生委員、友愛訪問ボランティア）の交流、意見交換会を企画していきます。
- 上記の取組みを、それぞれの地区で提案し実施していく予定です。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・自宅で可能な限り自立した生活が送れるよう、本人の意向を確認しながら各種サービスや地域で行われているいろいろな集いの場などに繋いで健康維持に努めていきます。
- ・要支援者に対しては、4職種5名及びプランナー2名、LSA2名で対応します。介護予防サービスの内容や意義を説明し、その対象者が自主的に介護予防に努めていくよう支援していきます。また、個別のニーズを踏まえ、公正中立な立場で、その望む生活が実現できるよう、自立支援を基本としたプランを作成します。要支援者自らが行うセルフケアについても、可能な限りケアプランに反映して、意欲的に取り組めるよう努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・新型コロナウイルス感染予防に努めながら地域での行事に積極的に参加し、地域住民や地域の支援者との信頼関係の構築を図るとともに、地域の状況やニーズについての情報収集を行い、顔と顔の見える関係づくりに努めていきます。

- ・小地域支え合い連絡会を開催し、何らかの支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応に努め、高齢者が心身の状態を維持できるよう適切な支援を行ないます。また、民生委員等が見守り活動を行なう中での困りごとの相談にも対応していきます。
- ・地域支援者と協力し、高齢者の集える場所づくりを進めていきます。また、現在活動している自主グループの活動が継続できるよう側面的な支援を行ないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の施行にあたり、「神戸モデル」の説明を地域行事やセンター主催の催しの中で継続的に行っていきます。
- ・新型コロナウイルス感染状況を踏まえたうえで認知症キッズサポーター養成講座を開催し、子供たちにも認知症に対する理解とその対応力の向上を促すことによって、認知症の人が安心して暮らせる街づくりを目指します。
- ・困難事例が発生した時等は、専門医やオレンジチーム（認知症初期集中支援）などと連携を図り、課題解決に努めていきます。
- ・介護リフレッシュ教室にて認知症の家族に集まっていたいただき日頃の悩みや辛さを話し合ってもらい、お互いに共感し認知症の家族の孤立を軽減していきます。また「認知症の人と家族の会」兵庫支部の世話人や現在他地域で活動している認知症カフェ主催者にも参加してもらい共に話し合ってもらう事で、認知症に関する情報交換を行い、広がりやの輪を広げていきます。
- ・認知症家族が定期的に集いお互いの共感のもとで交流を深めていく場（認知症カフェ）を認知症の家族自身が立ち上げていくための後方支援をセンターにより行っています。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・地域の催しやふれあいのまちづくり協議会の役員会等に出席し、民生委員やその他の役員等との関係性を深め、普段から情報のやり取りを行っていきます。
- ・民生委員等地域から高齢者に関する相談があれば迅速に対応し、各関係機関に繋ぐとともに地域から信頼されるセンターとなるよう努めます。
- ・地域の実情に照らし合わせ、個別ケース（架空事例も含み）による地域ケア会議を実施していきます。

10. 医療機関との連携について

- ・介護予防支援業務を行なうにあたって、担当する利用者のケアプランの見直しや病状に変化があった場合は速やかに主治医に報告・相談すると共に、必要に応じて関連機関に連絡し、利用者が安全かつ効果的に介護予防サービスを利用できるよう努めます。
- ・入退院の際にもスムーズに移行できるよう、地域医療連携室や医療介護サポートセンターと連携しながら、入院や在宅復帰に向けた支援を行ないます。

11. その他関係機関との連携について

- ・新型コロナウイルス感染予防に努めながらふれあいネット事業である大倉山支援者連絡会を定期的に開催します。区あんしんすこやか係、区社会福祉協議会、消防署、警察署、民生委員などと共に、地域の状況やニーズについての情報交換を行い、それを地域に返していきます。
- ・前年度までSCSが主催し地域に定着している住民の集いの場への取組みをLSA事業として継続していきます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・地域住民の権利擁護のためにも、センターの運営要綱・実施要項に定められた公正・中立の立場を遵守した事業運営に努めます。
- ・地域の社会資源に関する情報収集を行い、見やすくファイリングし、必要に応じて対象者に提供し、自己決定が行えるよう支援します。
- ・要介護者に対する居宅介護支援事業者の選定にあたっては、一覧表を提示し対象者またはその家族自らが事業者を選定できるよう支援します。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 24

あんしんすこやかセンター名：ハーバーランドあんしんすこやかセンター

運営管理者名：小路 邦博

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・センター職員は、日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）以外は、出務を行うこととする。開設時間中は必ずセンター職員が常駐し、相談者が安心して相談できるよう、個室での面談を行う。また、相談者の希望に応じ、訪問対応についても迅速に行う。また、専門分野の相談に関しては、どの職種でも対応できるよう速やかに情報を共有し、専門職が中心となり適切な支援に繋げる。また、センター職員は各相談内容を確認できるようデータでの一元管理を行う。
- ・災害時においては、運営管理者を中心として出来る限りセンターへ出務し、相談支援を行うこととする。
- ・来所、訪問相談においては、感染対策を徹底し、センター職員がウイルスの媒介者にならないよう適切な衛生管理を行う。
- ・開設時間外の電話相談については、併設の法人事業所へ転送し受付を行い、あんしんすこやかセンター開設時に速やかに対応する。また、緊急の要件に関しては併設事業所よりあんしんすこやかセンター運営管理者へ時間を問わず連絡を行い対応する。

2. 職員の配置について

- ・行政の配置基準に従い、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員を各1名常勤配置し、主任ケアマネジャーが認知症推進員を兼務する。
- ・介護予防ケアマネジメントについては、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員の4名が兼務し、非常勤職員の介護予防プランナーを1名配置する。

3. 総合相談支援業務について

- ・地域住民が気軽に相談できるよう個室での対応を基本とし、相談の内容に応じて各専門職が連携を図る。
- ・センター職員が継続して地域イベントに参加し、地域の支援者と交流を図りながら、地域住民と築いた信頼関係を維持し、日常会話の中から高齢者等の個別情報をキャッチし、センター職員から積極的に埋もれている情報を掘り起こし、支援に繋げる。
- ・相談内容に関しては、相談受理簿に加え、センター独自で作成したエクセル管理の受付表へ継続してデータを落とし込み、それを集計し、地域診断やセンターの活動に活用できるようにする。

4. 権利擁護業務について

・高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができるよう、高齢者の判断能力や生活状況等を総合的に踏まえ、本人の権利が守られるよう支援する。

・消費者被害の情報提供や啓発活動について、地域の高齢者が分かりやすく、防犯意識を高められるよう、民生委員やこうべ消費生活センター等の多機関と協同した活動を行う。また、消費者被害の相談を受けた際は、速やかに適切な窓口への相談・報告を行い、被害が拡大しないよう相談者の擁護に努める。

・消費者被害については、流行している手口や、警察からの情報提供を踏まえた広報誌を作成し、介護事業所や地域住民に配布し、注意喚起及び啓発活動を行う。地域活動に参加した際など高齢者と関わる機会には直接注意喚起、広報活動を行う。

・見守り安心ネット通信を含め、警察や区役所等の行政から消費者被害に関する情報提供を受けた際は、迅速に情報発信し、注意喚起を行う。

・高齢者虐待については、早期発見・早期対応が行えるよう、小地域連絡会等に参加し、民生委員を中心とした地域団体に対し高齢者虐待に関する啓発、通報先の周知を行う。

・成年後見制度については、地域住民や介護事業所に対し、高齢者の権利擁護の方法として周知啓発を行うため、地域行事に参加した際や、圏域ケアマネジャー連絡会などを通して広報活動を行う。

成年後見制度の活用が有効であると判断した場合は、制度の説明を行い、適切な利用ができるよう、成年後見支援センターや、法テラス等の情報提供を行い、協力を依頼する。

・判断能力が低下した高齢者の権利擁護については、こうべ安心サポートセンター等との連携を図り、成年後見制度などの活用を支援し、高齢者の権利を守る。

・経済的な困窮にたいしての相談については、生活保護や減免制度等、公的な制度の情報提供を行う。

・高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害の3つに関して、相談件数や地区を分析し、また各地区で権利擁護に関するアンケートを実施した上で、効果的な啓発活動を実施する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・圏域のケアマネジャーが適切なケアマネジメント業務を行うことができるよう、中央区で行う連絡会や圏域ケアマネジャー連絡会を通して、センターと関係を構築し、センターへ気軽に相談できる環境づくりを継続する。

・センターへ相談を受けた際は、事業所内で情報を共有し、各専門職が専門的な見地をもとに対策を話し合い、相談者が安心して適切な支援を行っていただけるよう介入及び助言を行う。

・令和2年度はセンター主催の連絡会や事業所連絡会自体が中止となり、実施できなかった圏域居宅事業所の研修参加状況の把握を令和3年度に行い、各居宅支援事業所の活動状況を把握し、活動が消極的な事業所へのアプローチを行うとともに、企画内容についても検討する。

・各居宅支援事業所の介護支援専門員自らが、課題解決に取り組めるよう、後方支援を基本とした助言や介入を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

・平成30年度より実施している圏域内の各給食会での基本チェックリストが、令和2年度は給食会自体が中止となったため実施できなかった。令和3年度は給食会の再開状況に応じて早期に基本チェックリストを実施し、コロナ禍を経てどのように変化しているか情報収集を行い、介

護予防の課題を抽出する。

・上記基本チェックリストから抽出した課題に応じた介護予防教室を企画・実施し、地域住民の健康寿命の延伸を図る。

7. 地域支え合い活動推進事業について

・見守りが必要な高齢者の判断は、「見守り必要度基準(ものさし)」をもとにセンター内で検討する。見守りが必要と判断した高齢者の、介入方法の検討や情報共有を月1回センター内で行う。また、地域住民の協力を得ながら、センター職員による訪問を行い、必要な介護保険サービスや制度につなげていく。

・地域資源情報の収集・分析を行い、地域住民へ集い場の紹介を積極的に行う。

・住民主体の活動について、常に情報を更新し、区社会福祉協議会や区あんしんすこやか係と情報の共有を行い、地域が積極的に活動できるよう支援する。

・給食会や地域行事に参加した際に、地域活動に必要な情報提供を行い、広報啓発する。

・集いの場、地域住民主体で立ち上がったグループ活動が継続できるように積極的に介入し主催者・参加者の後方支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

・神戸市が行う、認知症施策を、給食会など地域のイベントを通し地域住民へ解りやすく説明し、施策の情報が多くの住民に行き届き、活用できるよう広報啓発を行う。

・認知症オレンジチームと連携を図り、認知症高齢者ができる限り在宅での生活が継続できるよう支援体制を構築する。

・小学4年生を対象とした、認知症キッズサポーター養成講座の企画を再会し、子供が認知症の疾患を楽しく学べる機会を設ける。

・小地域を対象として、実際に起こった事例などをもとに、認知症高齢者声掛け模擬訓練を開催し、地域住民が認知症高齢者に対して、不安なく声掛けができるようにすることで、共に助け合える地域を目指す。

9. 民生委員等地域との連携について

・小地域連絡会で地域の見守り活動の困り事や悩みを共有する時間を設けることで民生委員をはじめ、支援者が一人でケースを抱えこむことを防止し、地域で解決できる力を高める。

・民生委員や地域住民から得た情報や相談は、センター内で共有し、介入が必要な高齢者に対して、早期対応できる体制を整える。

・地域行事にセンター職員が参加し、住民と信頼関係を構築していくことで、地域の情報収集や連携を強化する。

10. 医療機関との連携について

・圏域内・近隣の医療機関との連携を図り、地域の高齢者に対して早期発見・早期対応ができるような体制づくりを行う。

・H31年度に圏域内・近隣の開業医院・歯科医院・薬局を個別に訪問し、センターの役割や権利擁護・認知症等の対策について説明を行い、協力要請を行った。その結果、開業医院からの連携依頼が増加したため、継続して実施していく。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかったため、R3年度は感染症の拡大状況に応じて実施方法を検討しながら、地域包

括ケアシステム構築を目指した顔の見える関係づくりを行う。

・個別のケースについて主治医と連携を図り、高齢者に対してきめ細やかな対応ができるように関係を深めていく。

1 1. その他関係機関との連携について

・消防と地域が主催する防災訓練などへセンター職員が参加し、災害時の高齢者や障害者への支援方法や支援物品について住民へ説明し、地域全体が素早く避難することができる体制を構築する。

・警察からの情報については、センター内で整理した上で、必要な介入を行い、介入方法の内容に応じて区あんしんすこやか係とも連携し、対策を講じる。

・生活保護受給者や受給が必要な相談者においては、生活支援課と連携を図りながら、本人が生活に行き詰まらないようセーフティーネットを適切に活用できるようにする。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・あんしんすこやかセンターは独立した公平中立の立場で運営していることを地域住民や相談者に理解いただけるよう総合相談時やイベントなどで定期的に発信する。

・センター職員は、法人内で行う倫理研修へ毎年 1 回参加し、公平中立的な立場の理解を職員が学習できる環境を整える。

・センター職員は相談者が選択できる形になるようより多くの情報提供を行い、情報に偏りが起こらないよう注意し、センター内でも共有する。

・センター職員は相談者に対し、事業者選定などについては「ハートページ」や複数のパンフレットを閲覧いただきながら説明し、自主的に選択できるよう最善を尽くし、相談者自身の意思を尊重し決定できるようにする。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：25

あんしんすこやかセンター名：港島あんしんすこやかセンター

運営管理者名：奥矢登世子

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止をはかるため、ソーシャルディスタンスを保ち、換気、手洗い、消毒などを徹底する。緊急時、迅速かつ安全な対応ができるよう、防護服などの装備を常に整え持ち出せるようにする。また、問題が発生した際にスムーズな対応がとれるよう、職員一人一人の日々の健康状態と面談者を記録し共有する。
- ② 毎始業時間にミーティングを行い、当日の予定や前日のケース対応等について共有し必要に応じ方向性を検討する。
- ③ 受け付けた相談は迅速に相談受理簿を作成し共有する。また地域分析をおこなうため、相談内容をデータ化し、相談の傾向を把握することで地域の現状を客観分析用の相談受付簿に都度入力し、相談の傾向等を把握し地域の現状を客観的に判断できるようにする。
- ④ 月に2回第2、第4水曜日職員全員での会議を行い個別事例の検討や、地域診断・地域課題について話し合う。
- ⑤ センターの広報について、「港島あんしんすこやかセンター便り」を毎月発行する。センターが住民にお知らせしたい人権擁護等の啓発や住み良い街づくりになる項目もその都度載せていき、住宅単位の見守りのツール以外にも、より多くの住民に役立つ情報を掲載していく。
- ⑥ 24時間体制については、営業時間以外では、転送電話で対応していく。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー	1名
看護師	1名
社会福祉士	1名
地域支え合い推進員	1名
介護予防支援専従職員	1名

それぞれの職員が専門知識や技能を活かしながらチームで業務をおこなう。

3. 総合相談支援業務について

- ① 相談内容によって、地域の関係機関や地域団体と地域課題を共有し、連携できるようネットワークづくりを行っていく。
- ② 相談者の個人情報や自己決定を尊重し、困りごとに見合ったサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介や専門職として適切な提案やフォローを行っていく。また緊急

性の判断も行い、適切に進めて行く。

4. 権利擁護業務について

- ① 成年後見制度については、昨年度中央保健センターと中央区社会福祉士ワーキングにて協働で作成した啓発用リーフレットを活用しわかりやすい説明をおこなう。住民への啓発にとどまらず、圏域内居宅事業所やサービス事業所にも説明の機会をつくり、ビラを利用して、制度を必要とする住民に届くよう啓発活動をおこなう。
- ② 高齢者虐待について年2回のセンター内研修を実施する。
地域住民に対して地域の喫茶等でセンター便りを活用し、虐待とはどのようなものか、また地域での見守りや虐待への気づき、予防、通報窓口がセンターである事などを啓発する。
圏域内居宅介護支援事業所や、サービス事業所に対しては、相談してもらいやすい関係を日々の活動で構築し、早期の相談や通報の重要性を周知する。
介護リフレッシュ教室を年6回開催し、介護で疲れている家族等の相談なども積極的に受け付け虐待防止を図る。
- ③ 消費者被害防止については、ふれあいセンターや各ふれあい喫茶時に水上警察が来訪し、最新の被害情報を提供してもらい、地域住民に注意喚起を行っていく。センター職員や圏域内居宅介護支援事業所も一緒になって被害防止の周知を行い、未然に防げるように説明を行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ① 複合的な問題を抱えた高齢者に対しては、家族を含めた支援が必要になることもありセンターとして、ケアマネジャーの支援に力を入れる必要がある。圏域内ケアマネジャー全員と顔の見える関係ができていて、多様な相談を受け内容を分析し、必要に応じた機関と連携した支援をおこなう。
- ② 港島ケアマネジャー連絡会（研修会）を開催し、医療機関や関係機関とのネットワーク作りの基礎知識を学び、より良い関係が構築できるようにサポートを行う。また各事業所の垣根を越えた情報交換や自己研鑽ができるようにネットワークを作っていく。
- ③ 圏域ケアマネジャーに対し、毎月センター便りや社会資源、市からの情報、消費者被害等の情報などセンターが持っている情報を発信し、ケアマネジャー業務の後方支援をおこなう。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ① 介護予防ケアマネジメントを適切に行えるようにセンター職員全員がマニュアルを遵守する。
- ② 委託先のケアマネジャーが、本人の自立支援に向けた取り組みを行えるようにサポートをおこなう。また、地域の社会資源の情報を提供しインフォーマルサービスも含む支援計画が行えるようサポートする。
- ③ 介護予防の取り組みが必要な方をセンターは積極的に把握し、その方に応じたインフォーマルサービスを含む情報を提供し心身の維持向上を支援する。
- ④ 介護予防ケアマネジメントを通じて起こりうる問題から、地域全体の課題を把握し、地域の社会資源の課題や地域づくりの課題を検討し、センターとして取り組んでいけるよ

うにする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ① 見守りが必要な高齢者の情報を関係者間で共有し、民生委員や地域住民と連携した見守り等の支援をおこなう。
- ② 高齢者の見守り等の活動は住宅によって差がある。現状を把握し、住宅単位を超えた地域全体の課題ととらえられるよう地域ケア会議を開催し検討していく。
- ③ 地域で開催されているふれあい喫茶や自主グループ活動を把握することができた。ただ、その活動が不活発な地域もあるため、今後も定期開催が住民の手で引き続き行えるように後方支援する。
- ④ 地域支え合い推進員として、潜在化した見守りが必要な高齢者を発見できるよう民生委員や地域住民と連携し、必要に応じて暫定的な訪問活動を行っていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 年々増加している認知症相談について、センター内で情報を共有し二人体制で対応をおこなう。新たな相談があった場合は、都度朝のミーティングで共有し担当と支援の方向性、ゴールを決定する。担当者は月2回あるセンター会議で進捗状況を報告共有する。
- ② 認知症高齢者声かけ訓練を毎年開催し、認知症の方の抱える課題を理解しその対応を知って貰う。また、日頃からの地域での住民同士の関係性の大切さを知ってもらい地域の互助の関係性構築を支援する。
- ③ 認知症の方やその家族が、認知症についての不安が少しでも軽減できるよう安心して暮らせる地域づくりを目指す。
- ④ 地域やケアマネジャーから寄せられる認知症相談に対して、必要に応じ個別の地域ケア会議を開催し、課題の共有や見守りのネットワーク構築を目指す。
- ⑤ 認知症の早期診断、早期治療ができるよう認知症診断助成制度の活用を推進する。
- ⑥ オレンジチームや医療介護サポートセンターと連携し、認知症による課題を可能な限り早期解決に向けた活動をおこなう。

9. 民生委員等地域との連携について

- ① 小地域連絡会を毎月開催し、民生委員へフレイル予防や高齢者虐待などの啓発活動をおこなう。また、地域で起こる課題を共有し連携を深める。
- ② 今年度新たにつくられる集いの場が、継続的に実施できるよう支援する。
- ③ それぞれのマンションで行われている見守り活動が円滑に行われるよう、地域住民からの相談対応や要望に応じた勉強会開催の支援をおこない、地域の高齢者が必要に応じ専門的相談が受けられる連携体制をつくる。
- ④ 地域ケア会議を開催し、地域の課題を共有し多職種で課題解決に向けたネットワーク構築を目指す。

10. 医療機関との連携について

- ① 当センターでの初回相談時の疾病で最も多いのは認知症だが、次いで悪性腫瘍となっている。介護保険を利用し在宅療養する相談は年々増えており、医療機関との連携は

不可欠になっている。圏域内には総合病院が多数あり、それぞれの地域連携室との関係が構築されつつある。地域住民が安心して在宅療養生活を送れるよう、地域の中核機関となれるよう医療、介護と連携した支援体制を構築することを目指している。

- ② 医療介護サポートセンターと連携し、医師から疾患別による療養生活について勉強会を毎年開催し、圏域内居宅事業所や介護事業所と学びや話し合いの場を設ける。
- ③ 圏域内開業医からの紹介での相談が徐々に増えている。圏域内の全ての開業医と顔の見える関係をつくり、地域の高齢者が認知症や介護の問題で孤立することが防げるよう今後も更に連携に努める。
- ④ 新型コロナウイルス感染防止のため集いの場など高齢者の機会が減っており、これまで以上に介護等で困った高齢者やその家族が孤立する可能性が高くなっている。歯科医や接骨院等これまで連携してこなかった機関へセンターの啓発をおこなう。

1 1. その他関係機関との連携について

- ① 中央区あんしんすこやか係と連携を密にし、報告・連絡・相談を随時おこない、地域の高齢者を適切に支援することを目指す。
- ② 地域の高齢者の支援について、水上警察から情報が寄せられることが多くなっている。認知症による課題や、消費者被害など様々な高齢者を取り巻く状況を把握し、課題解決や再発防止できるよう連携する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ① 常に公正中立な運営を行い、4職種が常に情報を共有し、共通の認識を持って、専門的見地を活かし、問題解決にあたるようにする。
- ② 地域包括支援センター事業とその他の事業の会計を峻別する。

特定事業所へのサービス集中率について
—公正中立の判断基準作成のために—

「地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと」の報告基準について次のとおりとする。

当分の間、当該地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が作成した介護予防サービス計画（委託分も含む）のうち、介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリ、介護予防福祉用具貸与及び生活支援訪問サービスが提供されている介護予防サービス計画の数をそれぞれ集計し、それぞれのサービスについて、最もその紹介件数の多い事業所（以下「紹介率最高事業所」という）の介護予防サービス計画数の占める割合が50%を超えた地域包括支援センターに対し、区から事情を聴取し、区運営協議会への報告事項とする。

1. 判断基準の判定方法

地域包括支援センターごとに、次の計算式により計算し、①～⑤のそれぞれが50%を超えたとき、各区健康福祉課から当該地域包括支援センターへ事情を聴取し、当協議会に報告する。また、事情を聴取する上で、正当な理由についても検討していく。

- ① 介護予防訪問サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷介護予防訪問サービスを位置づけた計画数
- ② 介護予防通所サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷介護予防通所サービスを位置づけた計画数
- ③ 介護予防通所リハビリにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷介護予防通所リハビリを位置づけた計画数
- ④ 介護予防福祉用具貸与にかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷介護予防福祉用具貸与を位置づけた計画数
- ⑤ 生活支援訪問サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷生活支援訪問サービスを位置づけた計画数

参考. サービスの偏りにかかる正当な理由の例

- ① サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- ② 介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリ、介護予防福祉用具貸与及び生活支援訪問サービスが提供されている介護予防サービス計画の数が少ない場合（10件以下）
- ③ 当該圏域に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- ④ その他正当な理由がある場合

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改定》

特定事業所へのサービス集中率

センター	サービス種別	集中率	区におけるヒアリング内容
三宮	生活支援訪問サービス	50% (8件/16件)	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易型のサービスを受け入れる事業所が少なく、当事業所を選挙する人が多い。 ・当事業所は圏域の中心部にあり、地理的利便性や、近隣からの紹介により当事業所を選択する人が多い。
脇の浜	介護予防通所サービス	50% (21件/42件)	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所はリハビリに力を入れている。また、圏域内にある通所系サービス事業所の内、短時間利用に対応しているのは当事業所のみである。そのため「器具が最新である」「身体機能を保持したい」等の理由で利用者が指定することが多い。 ・当事業所を希望するのは、基本チェックリストの事業対象者や要支援の人が多い。
港島	介護予防通所サービス	58% (53件/91件)	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内で短時間利用ができる事業所が当事業所しかなく、運動によるリハビリに力を入れているため、利用者が希望することが多い。 ・主治医より勧められ、当事業所を希望する利用者も多い。
元町山手	介護予防通所リハビリ	78% (53件/68)	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内および近隣の通所サービス系事業所のうち、短時間の利用に対応する事業所が当事業所しかない。 ・短時間で運動系のリハビリを希望する利用者は当事業所を希望することが多い。
ハーバーランド	介護予防通所リハビリ	61% (17件/28件)	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内および近隣の通所サービス系事業所のうち、短時間の利用に対応する事業所が当事業所しかない。 ・短時間で運動系のリハビリを希望する利用者は当事業所を希望することが多い。